

騒防法・騒特法の概要

○騒防法：公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号）

○騒特法：特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭和53年法律第26号）

		騒防法	騒特法
目的		航空機騒音障害に対する防止措置への助成、移転補償等を行うことで、関係住民の生活の安定及び福祉の向上を図る	騒防法に基づく措置のみでは、宅地化が進展する空港周辺の航空機騒音問題の解決が困難であるため、土地利用に関する私権制限を行うとともに、移転補償の促進等を行うことで、航空機騒音による障害の発生を未然に防止し、適正かつ合理的な土地利用を図る
施策の対象	対象空港	羽田、成田、伊丹、福岡等14空港	成田のみ
	対象区域	・概ねLden57dB以上(概ねWECPNL70以上) 学校、病院の防音工事、共同利用施設の整備等に対して補助 ・第1種区域 :Lden62dB以上(WECPNL75以上) 住宅防音工事、空調機器の設置・更新等に対して助成 ・第2種区域 :Lden73dB以上(WECPNL90以上) 土地の買い入れ、移転補償等が可能 ・第3種区域 :Lden76dB以上(WECPNL95以上) 緩衝緑地帯等の整備を実施 ※第1種～第3種区域は、国土交通大臣が指定する。	・航空機騒音障害防止地区(防止地区) :Lden62dB以上(WECPNL75以上) 一定の建築物について、防音上有効な構造とすることを義務付け ・航空機騒音障害防止特別地区(防止特別地区) :Lden66dB以上(WECPNL80以上) 一定の建築物について、建築制限が課され、移転補償が可能 ※防止地区、防止特別地区は、都市計画に定めることができる。 (千葉県において、都市計画決定が行われている。)
主な施策	騒音防止工事・建築制限	学校・病院・保育所・特別養護老人ホーム等	防止地区 ： 建築主は、防音上有効な構造とする(義務あり)
		共同利用施設	防止特別地区 ： 原則として、建築禁止
	住宅	市町村が行う共同利用施設整備への補助	—
		区域指定の際、現に所在する住宅の所有者等が行う防音工事への助成	防止地区 ： 建築主は、防音上有効な構造とする(義務あり)
	移転補償	第2種区域、第3種区域:土地、建物等の買い入れ	防止特別地区 ： 土地、建物等の買い入れ